小型動力ポンプ付積載車(春日居分団第3部)仕様書

第1　目的

この仕様書は、笛吹市(以下「当市」という)が平成 24 年度に購入する小型動力ポンプ付積載車(以下「車輌」という)のシャーシ、艤装、積載機器、その他必要な事項について定める。

受注者は、本仕様書を十分検討の上、契約するものとし、契約の疑義については、全て当市の解釈に従うものとする。

第2　適用法令

車輌は「道路運送車輌法」(昭和 26 年法律第 186 号)「道路運送車輌の保安基準」(昭和 49 年 9 月 20 日自治省 35 号)に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであり、性能、構造、その他は本仕様書によるものとする。

車輌は、消防団での使用という性質上、平成16年6月9日改正、道路交通法公布の平成19年6月2日より施行の普通免許制度に則り、消防団員が普通自動車運転免許で運転できるよう車輌総重量5,000kg未満で製作し登録すること。

その他関係各種消防機器の技術上の規格及び日本工業規格の適合すること。

この車輌は、日本消防検定協会の小型動力ポンプの受託試験に合格したポンプを積載し、山梨県公安委員会の緊急指定車輌の申請に承認が得られ、かつ山梨県陸運支局の車輌検査に合格し新規登録手続きを完了したものを当市へ納入すること。

第3　提出書類

1　受注者は、車輌の製作に先立ち契約後速やかに次の書類を各3部提出し、承認を受けるとともにこの車の艤装にあたり仕様書の目的が達成されるように当市と協議を行い、細部事項の確認を行なうこと。

なお、本仕様に疑義が生じた時は直ちに当市に連絡し指示を受けるとともに速やかに確認の図書を交わし承認の受け誤りの無きようにすること。

(1)　工程表
(2)　艤装外観図
(3)　装備取付図

2　車輌納入時に次の書類を各3部提出すること。

(1)　完成図
(2)　ポンプ性能試験表
(3)　個別検定合格証の写し
(4)　自動車検査証の写し
(5)　車輌及びポンプ取扱説明書
(6)　納品明細書
(7)　工程写真

（8） その他当市の指示するもの

第4 検査及び保証等

1 受注者は、工程表に基づき、次の検査を受けること。なお検査申請は当該検査の14日前までに書面により依頼をすること。

（1） 中間検査
外部塗装直前に取付品を仮止めの状態で、受注者製作工場にて、組立、取り付け装置位置確認を実施する。（艤装メーカー営業担当者及び製造担当者が立会うこと。）

（2） 完成検査
新規登録検査に合格後、笛吹市役所にて当市が本仕様書に基づき各種検査を実施し、全てが良好と認め受注者から車輌を受領して完了する。（艤装メーカー担当者、車輌メーカー担当者が立会うこと。）
車輌等の取り扱い要領については、各専門業者による指導を受注者の責任において実施すること。

（3） その他
当市が必要と認めたとき。

2 仕様書及び提出艤装図面にて当市が実施する中間検査（塗装前）及び総合的な検査の結果、不具合と認められた箇所については、直ちに修正又は取替えの上、再検査を受けるものとする。
なお、修正等に要する費用は受注者負担とする。

3 保証期間については、本車輌納入日より2年間とする。保証期間において施工設計及び仕様部材等に起因した故障、不備が生じた場合は、受注者が直ちに無償修理をすること。また、この期間中サービス点検を1回以上（オイル交換を含む）実施すること。ただし、保証期間以後においても、材質の不良、設計、製作、組み立ての不適により故障、破損等の欠陥が生じたときは、すべて受注者が無償で修理し交換するものとする。

4 保証期間内及び保証期間経過後にかかわらず、緊急に点検修理等が発生した場合においても、誠意を持って速やかに対応をするものとする。

5 車輌等の取り扱い要領について、納車以降、当市が指導依頼をしたときは誠意を持ってこれを指導すること。

第5 登録等

1 新規登録手続き及び既存車輌の廃車手続きは受注者が行うものとし、経費については全て受注者が負担する。
ただし、自動車損害賠償保険料、自動車重量税及びリサイクル費用については、当市が別に負担するので見積価額に含めず、受注者が立替払し、本契約の支払いとは別に請求すること。

2 受注者は、車輌を納入する前に山梨県公安委員会へ緊急自動車届出確認書を提出し、承認を受けること。

3 既存の車輌は、責任を持って廃車処理し、完全抹消後は、証する書類を添付すること。

第6 納期

1 納　　期 ： 平成25年3月15日

2 納入場所 ： 新規検査及び新規登録を受け、各部の注油、点検整備を入念に実施し、燃料を満タンにした上で、全ての資機材を積載し、かつ、運用可能な状態とし、笛吹市役所に納入すること。

第7 仕様

1 概要

車輌各部に使用する材料及び部品については、特に指定する以外は全て日本工業規格に基づいて精選された耐久性に富む材料を使用することとし、車輌の細目に合致するものとする。

車輌、装備及び付属品は、全て新規製品のものとする。

また、本仕様書に明記していない箇所については、メーカー標準仕様とし責任を持って艤装を行うものとする。

艤装骨組みは、ショット加工及び防錆処理を施したL型、□型、平型防錆材料を使用する。

2 シャーシ

(1) 4WD、キャブオーバートラックダブルキャブ付シャーシとし、乗車定員 8 人(キャブ内 6 人)とする。

(2) シャーシメーカーは問わないが、最新の排出ガス規制相当適合車。電動ミラー、寒冷地仕様を基準とする。(クーラー標準装備)オルタネータ大容量バッテリー(80A以上)

(3) タイヤは全輪スタッドレスタイヤとする。

(4) パワーステアリング及びパワーウィンドーを装備すること。

(5) シャーシ付属品としてタイヤチェーン、フロアマット(前後)、ドアバイザー、ナンバーフレーム、AM・FMラジオ、フォグランプ、泥よけ及び車輌工具一式を装備すること。

(6) 車庫寸法 幅2,100mm、奥行5,800mm、高さ2,800mmに収まるものとする。

(7) リアヒーターを装備すること。

3 積載ポンプ

(1) 日本消防協会の行う動力消防ポンプ規格B-2級合格品とする。

(2) 性能は、46kw以上、97kg以下とする。

(3) 分離給油方式、水冷式、オートチョークとする。

(4) 真空ポンプは、オイルレスとする。
(5) 空運転を行った場合でも壊れない機構のものとする。
(6) オーバーヒートを防ぐ機構を持つものとする。
(7) 冷却水等が外に出ないものとする。
(8) 計器類は、夜間でも確認しやすい視認性の良いものとする。
(9) フルカバーのものとする。

4 消防資機材収納及びその他艤装

(1) 乗降及び走行時において安全確保に必要な握り棒及び手摺を設ける。
(2) キャビン内6名及び荷台後部へ2名分定員を確保し、乗車定員を8名とすること。
(3) キャビン内後部座席前に手摺を設けるとともに、S管を付けヘルメット等が掛けられるようにする。
(4) 小型動力ポンプ及びその他資機材の積載装置は、走行中振動等により移動又は、破損等が生じないように安全確実に固定でき、かつ容易に積み下ろしできるようにする。
(5) 小型動力ポンプの脱着が容易にできるようにスライドダウンレールを装備する。
(6) 積載付属品や格納箱などには、雨水等の浸透、溜水のないようコーキングやゴムパッキン等で処置する。
(7) ポンプを保護するように側面及び上部を囲うものとする。
(8) キャビン後部の両サイドは側板仕上げとし、運転席側は上下2段の収納ボックスを設ける。助手席側は上段に収納ボックスを設け、下段のスペースにはホース5本2重巻きにして格納できる半円形の収納装置を設ける。収納ボックスの扉は雨水等が浸透しないよう折込加工をしゴムパッキン等で仕上げる。また、扉は後方から前方へ左右に開閉するよう設け、全開時にボディに接触しないようストッパーを施し、蝶板加工にはしないこと。
(9) 収納ボックス内は、プラスチック製下敷き等を敷詰め錆、振動等に配慮する
(10) 荷台後部2名分の座席は、後ろ向きに座れるよう左右側板内側からの跳ね上げ式とし、背もたれを設け、シートベルトを取り付けること。座席を折りたたんで収納する際は、振動で外れないよう工夫すること。

座席及び背もたれはクッションを施し、雨水が浸水しないようコーティングすること。また、隊員が着座した際の頭部および肩への衝撃を和らげるため、同クッションを左右側板内側の上部から座席部まで取付けること。

跳ね上げ式座席後方、左右側板後部に隊員が走行時落車しないよう跳ね上げ式の手摺を設けること。

(11) 助手席側、側板上部に走行中に滑落しないよう2点フックではしごを取付けること。ただし、車高の関係で、容易に取り出せるように工夫すること。
(12) 助手席側、側板に消火栓媒介金具、消火栓開閉金具(3種類)、車輪止め、消火器、管鎗、スタンドパイプを取付ける。
(13) 運転席側、側板上部の少し内側に鳶口2本を取付け、吸管は、じゃ籠が後部下にくるように設置し、車体にじゃ籠受け及び金具受けを設ける。又、無反動管鎗、ホース背負い器(65mm用)、双口接手、管鎗、ダイレクトバルブ、金てこを取付ける。
(14) ホースブリッジ、剣先スコップ、角スコップの設置場所を設ける。

(15) ポンプ室上部にステンレスパイプ2段式のキャリアを設ける。
(16) 可搬ポンプ用燃料携行缶(20ℓ)の設置場所を設ける。
(17) 発電機、投光機の設置場所を設ける。
(18) キャブ内とポンプ後方座席の乗車員との連絡が取れるよう、バックトークを設ける。
(19) 車輌後部にステップを設ける。
(20) 左右フェンダー上面はアルミ張りとする。
(21) 消防団章を車両前部中央に取付ける。
(22) 車輌後部に部旗受けを設置すること。サイズについては、部と別途協議する。
(23) 装備品等は、本体及びボックス内に全て収納できるように工夫する。
(24) 車体のステップ及び荷台部は、全てアルミ又はステンレスの縞板張りとし、取付け部品があたる部分にはアルミ等の板で保護処理をする。
(25) 配管等は、電食及び錆等による腐食を防止するため、ステンレスや真鍮製などの部品を使用し、また絶縁処理等をほどこすこと。
(26) その他積載装備品関係の施工については、耐久性、安全性に優れており、かつ取扱いし易い構造とし、その他付属品及び取付け品については内訳を参照し、詳細については、当市と協議するものとする。

5 警音装置、照明装置、電装関係
(1) 標識灯付散光式警光灯はスピーカー内蔵の一体型とし、キャブ上部前方に取り付け、取付部分は、必要に応じ重量に耐えられるよう補強し、止め金等が突出しない構造とし、浸水及び雨水漏れのないように防水処理を施すものとする。
(2) キャブ室内、ダッシュパネルに付近に電子サイレンアンプを取付け、マイクは操作の支障をきたさないよう取付ける。
(3) キャブ室内に受令機【笛吹市消防本部波(受信)】を取付ける。
(4) 各部スイッチ類には、名称及び操作方法を明記する。
(5) 車輌バッテリー等の保護の為、メインスイッチを取付ける。
(6) 車輌本体のバッテリー上がりを防ぐ為、常に充電できるよう自動充電器を取付ける。また、可搬ポンプもバッテリー上がりを防ぐ用自動充電器を取付け、充電器用電源差込コネクターは、車体後方左右にマグネット式で設ける。
(7) 車輌前部に赤色ストロボライト2台を取り付ける。
(8) 後方から確認できるよう、後部側板上部左右に赤色点滅灯を取付ける。(LED)
(9) ボックス内に照明灯(ライトステンレスガード付)を取付ける。
(10) 夜間においてもポンプの操作、消防活動が安全にできるように照明を2台対角線に取付け、上下伸縮が可能で360° 方向が変えられるものとする。
(11) 照明類のスイッチは、車両内部及び照明付近にそれぞれ設ける。
(12) 左右後輪付近に路肩灯を取り付けること。
(13) キャビン後部の収納ボックスには都型のボックス内灯を各 1 個取付け、操作はキャブ内に全ボックス内灯の電源スイッチを設け、ボックスの扉連動で点灯消灯が出来るようにする(ボックス内灯電源スイッチがOFFの時は、扉の開閉に関わらずボックス内灯は点灯しないこと)。
(14) ポンプ室上部に作業がしやすいよう照明を付けること。
(15) キャビン後方左右側板上部に夜間作業がしやすいよう照明を付けること。

（16） 電装配線等は表面に露出しないものとし、やむなく露出する場合はプロテクター等で保護し、ショート等しないようにする。

6 メッキ及び塗装仕様

（1） 塗装は、長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車体を保護する為、色度性能、防錆性能、塗膜性能等全て高性能塗装を施すこと。（各性能条件については、当市より別途指示する。）

（2） 外装朱色に塗装した後、ボディ外部に取付けられた部品等は塗装時一旦取り外し、塗装後再度取付けして不塗装部分をなくすこと。

また、収納ボックス内部についてはオリエンタルグリーンまたはライトグリーンにすること。

車体下回りにはアンダーコート塗装を行い錆の発生を防止すること。

（3） ボルト関係については、外装部の取付け品はステンレス製のボルトとし、ボルト貫通部に使用するナットは全て袋ナットとする。

（4） 耐食性を有する金属（アルミ材、ステンレス材、砲金等）には塗装をしなくても良い。

（5） 塗装箇所の脱脂等下地処理を十分に行い、パテ付け処理、サーフェーサー塗装を施して上塗りをすること。上塗りは3回以上とし十分な艶出しすること。

7 文字の記入

（1） 文字引線は、車輌両側に金文字・黒縁取り（丸ゴシック）、「笛吹市消防団」「春日居分団第3部」とし、2段書きとする。

（2） 標識灯は、黒文字（第3部）で記入。

（3） 文字の大きさ、その他要領は別途打ち合わせをする。

第8 その他

1 仕様書に基づかない取付品、付属品の追加または変更については、当市と協議し、指示を受けるものとする。

2 メーカーが公表した使用及び艤装は、本使用に関わらず施行するものとする。

3 乗車人員の安全確保を最重要事項として製作にあたること。

4 長年使用することを考慮し、防錆、防蝕、変形などには十分配慮して施工すること。

5 検査及び検収は、仕様書及び艤装承認図面にて当市が実施する総合的な検査の結果、不都合と認められた箇所については直ちに修正、修理、部品の交換を実施し再検査を受けるものとする。

また、検査の結果、当市との協議無く仕様書及び艤装承認図面の通りの施工がなされていない場合及び不適当と認められた場合は、引取り、検収を拒否することもある。